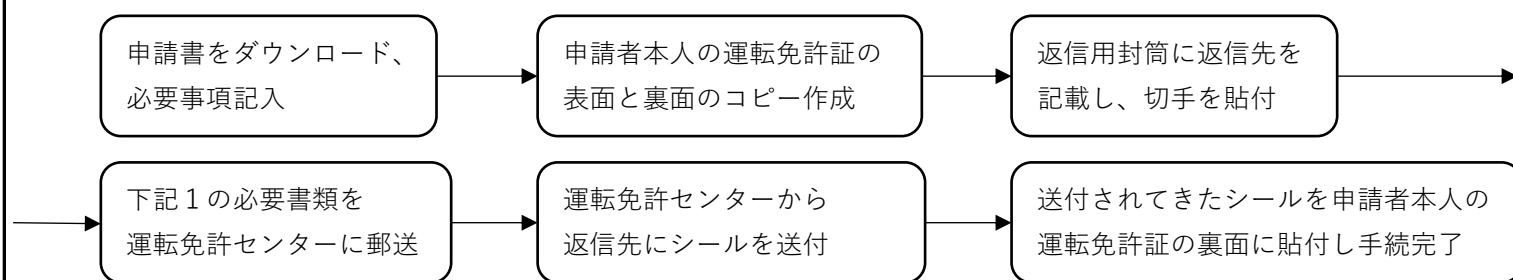


更新手続開始・継続申請の郵送手続について

更新手続開始・継続申請とは？

新型コロナウイルス感染防止の観点から、更新期間の末日までに申出があれば免許が引き続き有効なものとなるよう、運転免許証の裏面備考欄への記載による運転及び更新可能期間を3か月間延長することです。

申請から手続完了までの流れ



送付されてくるシール例

備考
神奈川太郎
更新手続中 R 2. ● ●まで更新可能 受付 R 2. ● ● 神奈川公委

1 必要書類等

- (1) 更新手続（開始・継続）申請書1枚（運転免許証関係手続のご案内（目次）のページからダウンロードできます。必要事項を記載してください。印刷できない場合、書式は問いませんので、紙（メモ紙や便箋等も可）に申請書にある項目を漏れなく記載してください）
- (2) 申請者本人の運転免許証の表面と裏面のコピー（裏面に記載事項がなくてもコピーして下さい）
- (3) 返信用封筒1通（封筒には返信先の記載をお願いいたします）
- (4) 84円切手（返信用封筒に貼付してください）

2 対象者(代理人による申請も可能)

運転免許証の住所が神奈川県内（神奈川県内居住であっても、運転免許証の住所変更が済んでいない方は対象外）で、かつ有効期間の末日が令和3（平成33）年6月30日までの方

既に更新手続開始申請をしている方も対象となります

☆注意☆ **送付先に到着した日が受付日となるので、有効期間末日までに運転免許センターに到着するよう、余裕を持って郵送してください。返送にはお時間がかかるため、有効期限が切迫している場合、有効期限内に返送できない場合があります。有効期間が切れている方は対象外となります。**

3 送付先

〒2441-0815 横浜市旭区中尾1-1-1 運転免許センター 免許申請係

4 注意事項

- (1) 更新手続開始・継続申請は更新手続期間を延長するものです。延長期間内に更新手続をしなかった場合、運転免許証は失効します。十分ご注意ください。また、更新の際は必ず更新連絡書（更新時に届くお知らせのハガキ）をお持ちください。
- (2) 更新手続開始・継続申請をした方は、システムによるデータ処理に時間がかかるため、即日警察署（川崎・横須賀・鎌倉・小田原・海老名・相模原北）での更新手続において、通常以上にお待たせしたり、やむを得ず後日交付になる場合があります。ご不便をおかけしますが、何卒ご理解のほどお願いします。
- (3) 送付の際は、更新期間内（有効年の誕生日の前後1か月）に送付先に到着するよう郵送をお願いします。（期間外に郵送した場合、受付が出来ません。）
- (4) この手続内容は今後変更される可能性があります。

①更新手続(開始・継続)申請書

②返信用封筒

更新手続(開始・継続)申請書(返信用)

令和 2年 〇月 〇日

神奈川県公安委員会 殿

かながわ 太郎 性別 男 氏名

神奈川県 太郎 住所

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号

昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 生年月日

平成 〇〇年 〇月 〇日 免許証有効期間の末日

※ 有効期間が切れた方は申請できません

講習区分 優良 一般 違反 初回 高齢者

運転免許証の複製のコピーおよび返信用のコピー貼付欄

複製のコピー

複製のコピー

この申請書の他に切手を貼付した返信用封筒も必要です。申請書とともに、忘れずに郵送してください。

作成方法は、県警HP上の別ファイルの記入例をご参照ください。

必ず84円切手を貼ってください。

・ご自身のお名前
・返送先住所(自宅など)
・郵便番号
を記載してください。

84円切手

神奈川県 太郎 様

〇〇市〇〇〇・〇〇

③郵送用封筒

切手 241-0815

横浜市旭区中尾1-1-1

運転免許センター 免許申請係

差出人(ご住所)(お名前)

郵送用に別の封筒を準備し
①更新手続(開始・継続)申請書
②返信用封筒
を入れてください。

送付

<運転免許センター>

運転免許センターで、運転及び更新可能期間を3か月延長するシールを作成し、
②返信用封筒に封入して返送します。

返送

